

家屋や塀等の築造、土地の売買、分筆登記などを行う場合には、境界確定が必要となります。そのような場合には、境界確認申請書及び境界承諾書交付申請書を道路建設課へ提出し、境界を確認する必要があります。

申請書は、茨城町公式ホームページ又は茨城町役場道路建設課窓口（12番窓口）で取得できます。

◆申請が必要となるもの

町が管理する道路、河川、法定外公共物（道路・水路）と隣接する土地で次のようなことを行う場合。

- ①家屋や塀等の工造物の設置
- ②土地の売買
- ③分筆登記

◆申請者となる方

- ①土地の所有者（法人が所有している場合は代表者）
- ②土地所有者が亡くなられている場合は相続人全員。ただし、相続人全員の委任状がある場合は代表者でも可。
- ③共有地は共有者全員。ただし、

共有者全員の委任状がある場合は代表者でも可。

◆境界確認申請書に添付するもの

申請書（一部）

- ①土地家屋調査士または測量士に委任する場合は委任状
- ②位置図
- ③案内図
- ④公図の写し
- ⑤その他参考となる資料（地籍測量図・実測図・周辺既確定図等）

◆境界承諾書交付申請書に添付するもの

申請書（一部）

- ①土地家屋調査士または測量士に委任する場合は委任状
 - ②位置図
 - ③案内図
 - ④公図の写し
 - ⑤境界確認同意書（確定図（オフレットが記載されているもの）、境界標写真を添付）
 - ⑥境界承諾書（確定図等を添付）
- ※境界承諾書は、2部提出となります。

◆注意事項

- ①公共用地杭（黄色）は、町の確認後に支給します。
- ②町の確認は、原則申請受付順となります。
- ③確定までは原則1ヶ月程度とされていますが、天候の影響や、受付件数により期間が延びる場合がありますのであらかじめ御了承願います。確定までに時間を要しますので、余裕をもって申請してください。
- ④境界確認同意者は、確定するために必要な範囲とします。（土地所有者、利害関係人等）
- ⑤境界確認の際、全員から同意が得られない場合は、不調になりますので、境界承諾書の発行はできません。

なお、ご不明な点は、道路建設課までお問い合わせください。

【問合せ先】
道路建設課 管理グループ
☎029(240)7115(直通)

木造住宅耐震診断士派遣希望者の募集について

～ あなたもお家の耐震診断を受けてみませんか？ ～

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、茨城町においても地震により甚大な被害があり、住宅建築物の耐震化は、自身の生命や財産を守るとともに被害の減少対策として非常に重要です。

町では、地震に強いまちづくりを推進することを目的とし、「茨城県木造住宅耐震診断士」の派遣事業を実施します。耐震診断費用は助成制度を活用し、自己負担2,000円です。（※派遣決定後に納入していただきます。）

また、**今回の一般診断は震災による被害状況を診断するものではありません。診断結果は罹災証明に関する調査および地震保険の損壊調査には使用できません。**

1 申込書の配布及び受付

- (1) 申込書の配布及び受付場所（※ 申込書は、茨城町のホームページからもダウンロードできます。）
茨城町役場 1階 都市整備課（11番窓口）
- (2) 申込書の配布及び受付時期
平成28年8月10日(水)から 平成28年9月30日(金)まで
(土日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)

2 申込み者の資格

次の「対象となる住宅」の所有者で、**町税（町民税、固定資産税、軽自動車税及び、国民健康保険税等という）を滞納していない方**

3 対象となる住宅

- 次の要件の**全て**に該当すること。
- (1) 木造建築物で在来軸組構法により建てられたもの。
(※プレハブ（工場生産住宅）、ツーバイフォー、丸太組工法等で建てられた住宅は対象外)
 - (2) 一戸建ての木造専用住宅または店舗等併用住宅（床面積の2分の1以上が住宅であるものに限る）で、階数が2階以下かつ延べ床面積が30平方メートル以上のもの。
 - (3) **昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建築確認申請を受けて建築されたものに限る。**
 - (4) 東日本大震災により被災した住宅で、罹災証明が**半壊以上**であるものは**不可**。

4 募集戸数 3戸（※募集戸数を超えた場合は、抽選により決定します。）

5 派遣決定方法等

申込み者の資格・対象となる住宅を調査のうえ、派遣決定通知又は派遣しない旨の通知を送付します。

6 調査方法等

- (1) この事業の耐震診断は、(財)日本建築防災協会の定める一般診断であり、あくまでも耐震補強が必要かどうかを判定するものです。**（精密診断や耐震補強工事の設計ではありません。）**
- (2) 建築士等の専門家（県に登録されている茨城県木造住宅耐震診断士）があらかじめ日時を調整のうえ、ご自宅の調査に伺います。その際、外回りのみならず、間取り図を作成するために室内にもお邪魔します。また、筋かいの接合部等の確認のため天井裏や床下等も拝見するため、あらかじめ荷物等の移動を行っていただきます。

【問合せ先】 都市整備課 都市計画グループ ☎029-240-7116（直通）

◆ 悪徳セールス等にご注意下さい！

- (1) 町では、申込みをしていない方に診断士を派遣することはありません。この派遣事業を名乗る悪徳セールスも予想されますので、十分に気をつけて下さい。
- (2) 耐震診断のため診断士が訪問する際は、「茨城県木造住宅耐震診断士認定証」を携帯・提示することになっています。また、診断士より費用の請求や補強・改修工事の勧誘をすることはありません。

